

第4次朝霞市防犯推進計画

【令和3（2021）年度～令和7（2025）年度】（案）

～犯罪を起こさせにくい地域環境づくり～



朝霞市防犯シンボルマーク
「彩夏ウボーイ」

令和3（2021）年3月

朝霞市

はじめに

市長あいさつ文

目 次

第 1	計画策定	1
1	計画策定の趣旨	
2	市民意識調査にみる施策満足度・重要度	
3	本市の犯罪情勢とその背景	
4	第 4 次朝霞市防犯推進計画の見直しにあたり	
5	第 4 次朝霞市防犯推進計画の方向性	
第 2	計画の基本方針と目標	1 2
1	犯罪を起こさせにくい地域環境づくりの推進	
2	推進体制の整備	
3	数値目標の設定	
第 3	計画の性格	1 4
1	計画期間	
2	実施計画	
第 4	計画の内容	1 5
1	市の取組	
(1)	広報その他の啓発による防犯意識の高揚	
(2)	防犯に関する自主的な活動を推進するための支援	
(3)	都市環境の整備による安全な地域社会の構築	
(4)	学校等の防犯対策の推進による子どもの安全確保	
(5)	パトロールの実施	
(6)	推進体制の整備	
2	市民（土地建物所有者等を含む）の取組	
(1)	防犯に関する意識の高揚	
(2)	自主的な防犯活動	
3	事業者の取組	
(1)	防犯に関する意識の高揚	
(2)	地域における防犯活動の推進と事業活動における防犯対策	
第 5	参考資料	2 6
	朝霞市防犯推進条例	
	朝霞市防犯推進計画会議名簿	
	朝霞市防犯推進庁内連絡会議設置要綱	
	第 4 次朝霞市防犯推進計画関係条例・規則・要綱等一覧	
	第 4 次朝霞市防犯推進計画策定経過	

第1 計画策定

1 計画策定の趣旨

本市では、平成17（2005）年に「朝霞市防犯推進条例」を施行し、この条例に基づき、平成18（2006）年に朝霞市防犯推進計画【平成18（2006）年度～平成22（2010）年度】を、平成23（2011）年に第2次朝霞市防犯推進計画【平成23（2011）年度～平成27（2015）年度】を、平成28（2016）年に第3次朝霞市防犯推進計画【平成28（2016）年度～平成32（2020）年度】を策定するとともに、計画内容を具体化した実施計画に基づき、防犯に関する施策を推進してまいりました。

近年、犯罪の発生は減少する傾向にありますが、複雑巧妙化する振り込め詐欺などの高齢者を狙った特殊詐欺犯罪への対応や、子どもに対する声掛け事案や不審者の出没などの犯罪の前兆行為の防止など、安全で安心なまちづくりを推進するためには、引き続き、市、市民、事業者、土地建物所有者等及び警察やその他の関係機関・団体が一体となり、防犯活動を継続していくことが必要です。

このたび、この計画期間の終了にあたり、「犯罪を起こさせにくい地域環境づくり」をより一層推進するため、第4次朝霞市防犯推進計画【令和3（2021）年度～令和7（2025）年度】を策定するものです。

2 市民意識調査にみる施策満足度・重要度

令和元（2019）年12月、第5次朝霞市総合計画後期基本計画策定に伴う市民意識調査を行った結果、市の取組全29項目のうち、「生活（防犯、消費生活等）」の満足度は、高い方から8番目となっております。重要度については、高い方から4番目となっており、『現状維持を図るべきと考えられる項目』とされているものの、満足度よりも重要度が高いことから、さらなる防犯施策を推進する必要があると考えられます。

3 本市の犯罪情勢とその背景

本市における令和元（2019）年の刑法犯認知件数^{注1}は924件となり、平成18（2006）年・19（2007）年以降減少傾向で、過去最も低い数値となっています。これは、埼玉県においても同様の傾向となっています。

また、令和元（2019）年の街頭犯罪認知件数^{注2}は384件で、刑法犯全体の41.5%を占めています。特に自転車盗の271件は、街頭犯罪の70.6%を占めています。

なお、人口千人当たりの本市の刑法犯認知件数は令和元（2019）年で6.60件となっており、平成27（2015）年の9.55件と比較すると2.95件減少しています。県内72市区町村（さいたま市は区で集計）中、平成27（2015）年においては29番目の発生率でしたが、令和元（2019）年においては39番目となっています。

犯罪件数が減少したのは、市内に結成された朝霞市防犯パトロール隊^{注3}によるパトロール実施、事業者の事業活動における積極的な防犯活動への取組、土地建物所有者等の防犯に配慮した環境整備の実施など、第3次朝霞市防犯推進計画で定めた取組の効果が表れたものと思われま

す。振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺被害の発生状況については、増減の波はあるものの大きく増加はしていません。この要因の一つは、市民に「留守番電話機能」を利用することが浸透したためであると考えられます。しかし、現金やキャッシュカードを手渡しさせる方法や電話口にて指示を行い被害者自身にATMを操作させて入金を行わせる方法等、特殊犯罪の手法が多様化されており新たな被害が発生しています。

また、子どもに対する声掛け事案の発生認知件数についても同様に増加傾向にはないものの、犯罪に巻き込まれる危険性が多くなっており、その発生場所についても大きく偏りがあるわけではありません。刑法犯全般的においても、地域における偏りは認められず、これは特定の地域において犯罪の発生に差はなく、犯人の得意とする場所によって、犯罪が発生しているからであると考えられます。

^{注1} 刑法犯の総数から交通関係の業務上（重）過失致死傷罪を除いたもので、被害の届出、告訴、告発その他の端緒によりその発生を警察が確認した件数をいいます。

^{注2} 自転車盗、車上ねらい、オートバイ盗、部品ねらい、ひったくり、自動車盗、路上強盗、自動販売機ねらいをいいます。

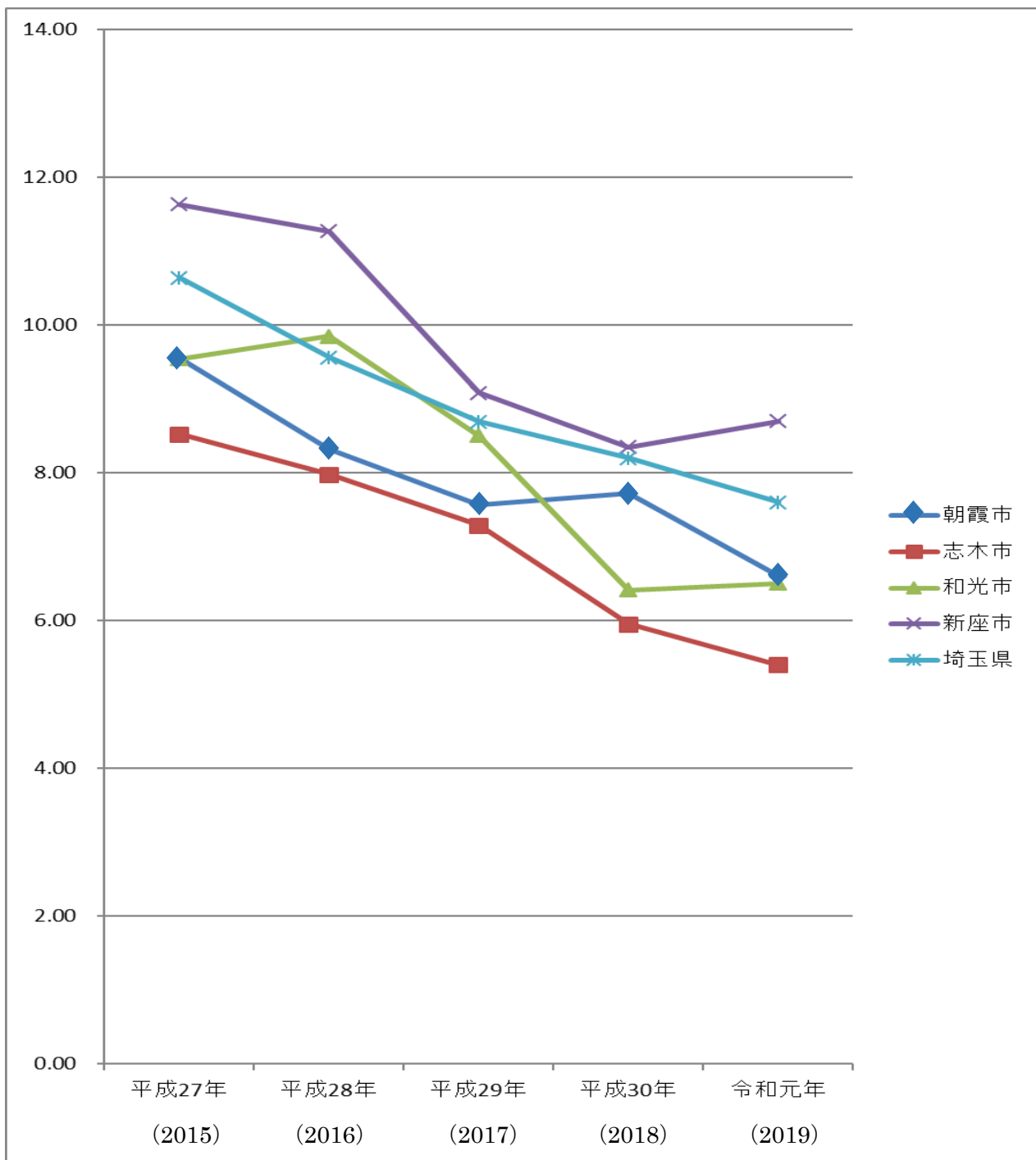
^{注3} 自主防犯パトロールを行う団体のうち、朝霞市の認定基準を満たす団体を朝霞市防犯パトロール隊として認定しており、認定を受けた団体を総称して「朝霞わがまち防犯隊」としています。認定の基準は、①団体の構成員が5人以上であり、②月1回以上の自主防犯パトロールを行っていることとしています。

■人口 1,000 人当たりの刑法犯認知件数

(単位：件)

	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)
朝霞市	9.55	8.32	7.57	7.72	6.60
志木市	8.52	7.98	7.29	5.95	5.40
和光市	9.54	9.85	8.50	6.41	6.50
新座市	11.63	11.27	9.08	8.35	8.70
埼玉県	10.64	9.56	8.69	8.20	7.60

※各年とも 4 月 1 日現在の人口で算出

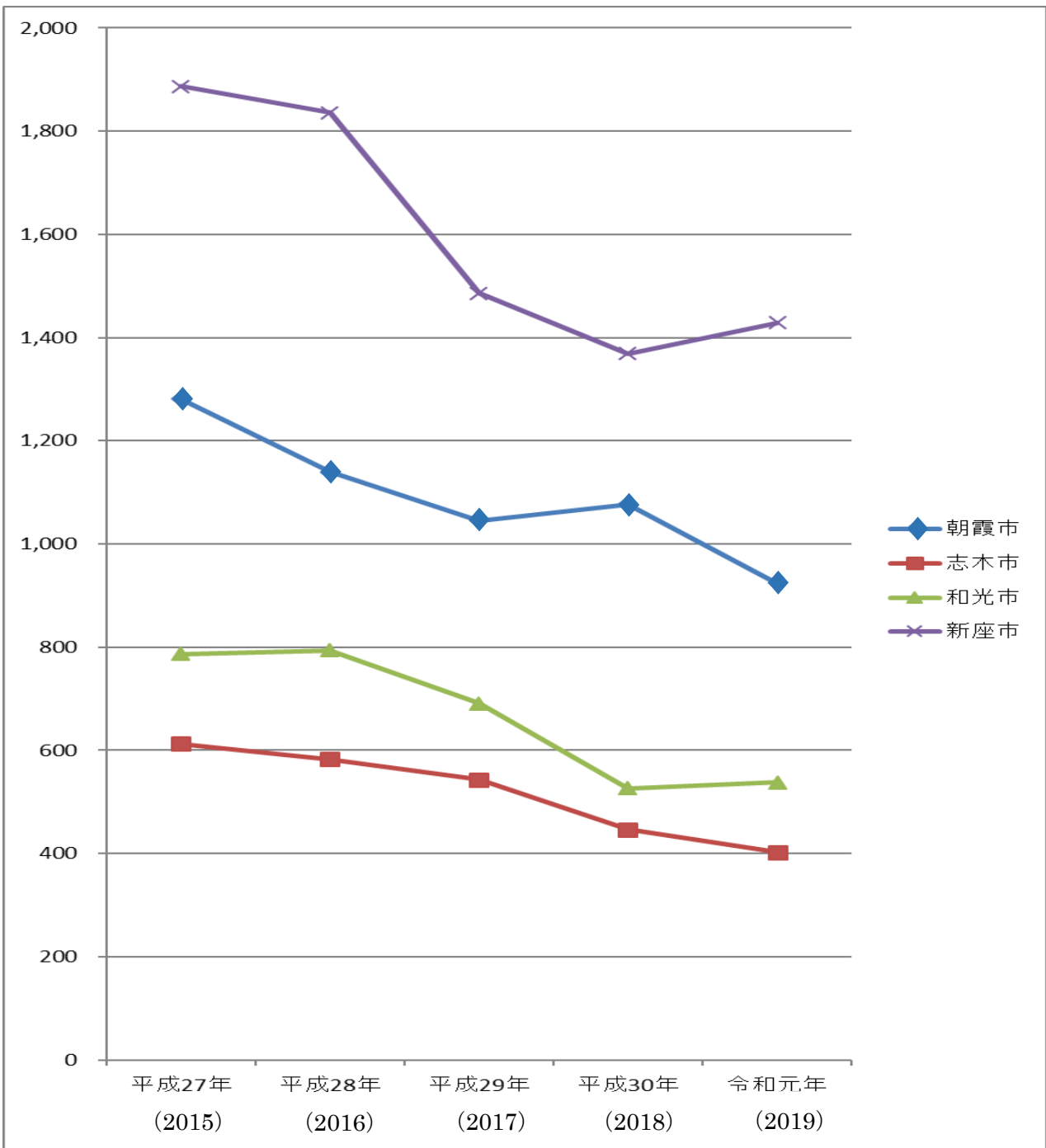


(資料：埼玉県県民生活部防犯・交通安全課)

■ 刑法犯認知件数（犯罪発生件数）

（単位：件）

	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)
朝霞市	1,281	1,139	1,045	1,077	924
志木市	613	583	543	446	402
和光市	787	794	691	526	538
新座市	1,887	1,836	1,486	1,369	1,429
埼玉県	73,456	69,456	69,456	60,001	55,497

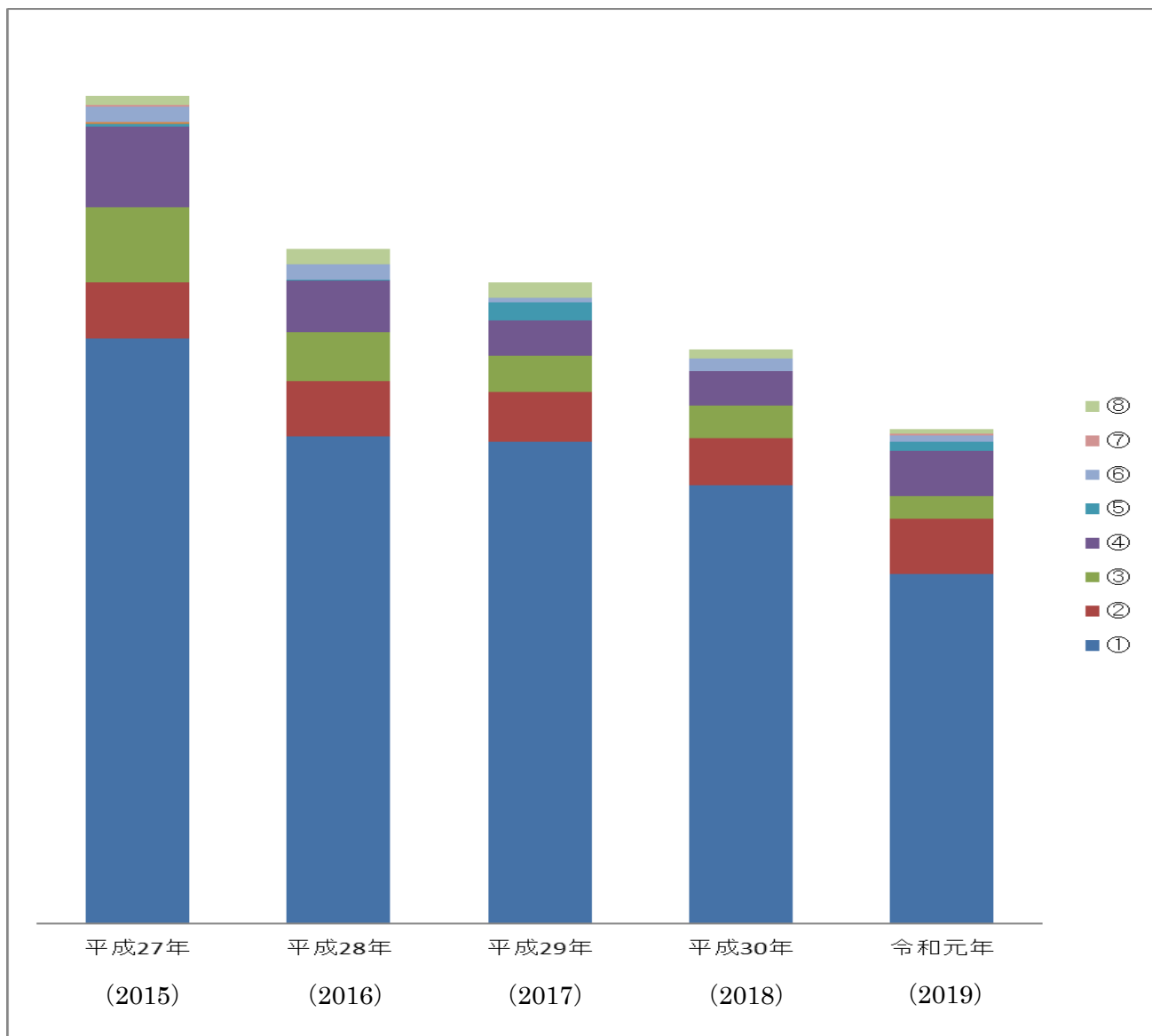


（資料：埼玉県警察本部生活安全企画課）

■朝霞市内の街頭犯罪認知件数

(単位：件)

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	
①	454	378	374	340	271	①自転車盗
②	44	43	39	37	43	②車上ねらい
③	58	38	28	25	18	③オートバイ盗
④	63	40	27	27	35	④部品ねらい
⑤	2	1	14	0	7	⑤ひったくり
⑥	12	12	4	10	5	⑥自動車盗
⑦	2	0	0	0	1	⑦路上強盗
⑧	7	12	12	7	4	⑧自動販売機ねらい
合計	642	524	498	446	384	



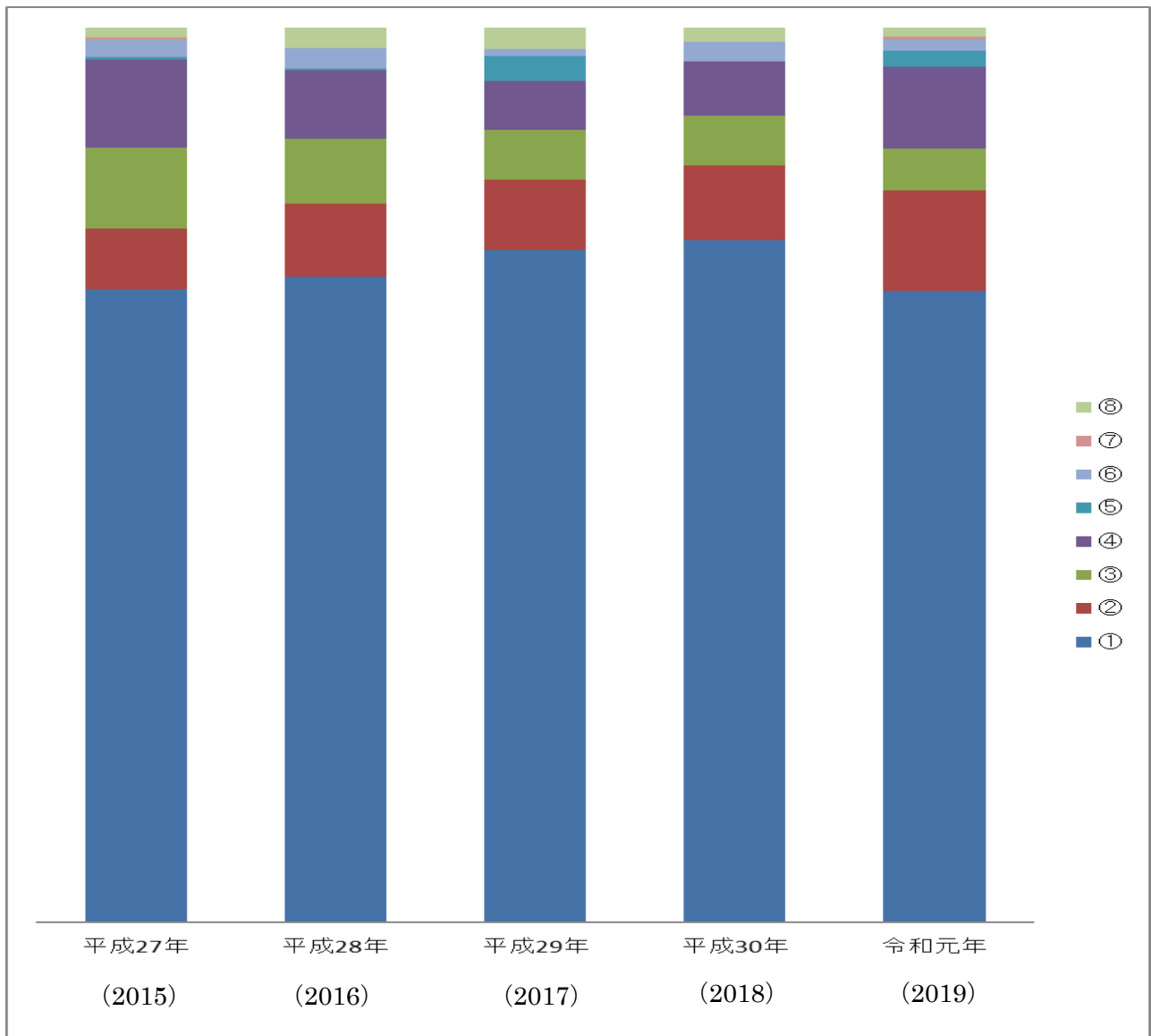
(資料：埼玉県県民生活部防犯・交通安全課)

■朝霞市内の街頭犯罪構成比率

(単位：%)

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
①	70.7%	72.1%	75.2%	76.2%	70.6%
②	6.9%	8.2%	7.8%	8.3%	11.2%
③	9.0%	7.3%	5.6%	5.6%	4.7%
④	9.8%	7.6%	5.4%	6.1%	9.1%
⑤	0.3%	0.2%	2.8%	0.0%	1.8%
⑥	1.9%	2.3%	0.8%	2.2%	1.3%
⑦	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
⑧	1.1%	2.3%	2.4%	1.6%	1.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ①自転車盗
- ②車上ねらい
- ③オートバイ盗
- ④部品ねらい
- ⑤ひったくり
- ⑥自動車盗
- ⑦路上強盗
- ⑧自動販売機ねらい



(資料：埼玉県県民生活部防犯・交通安全課)

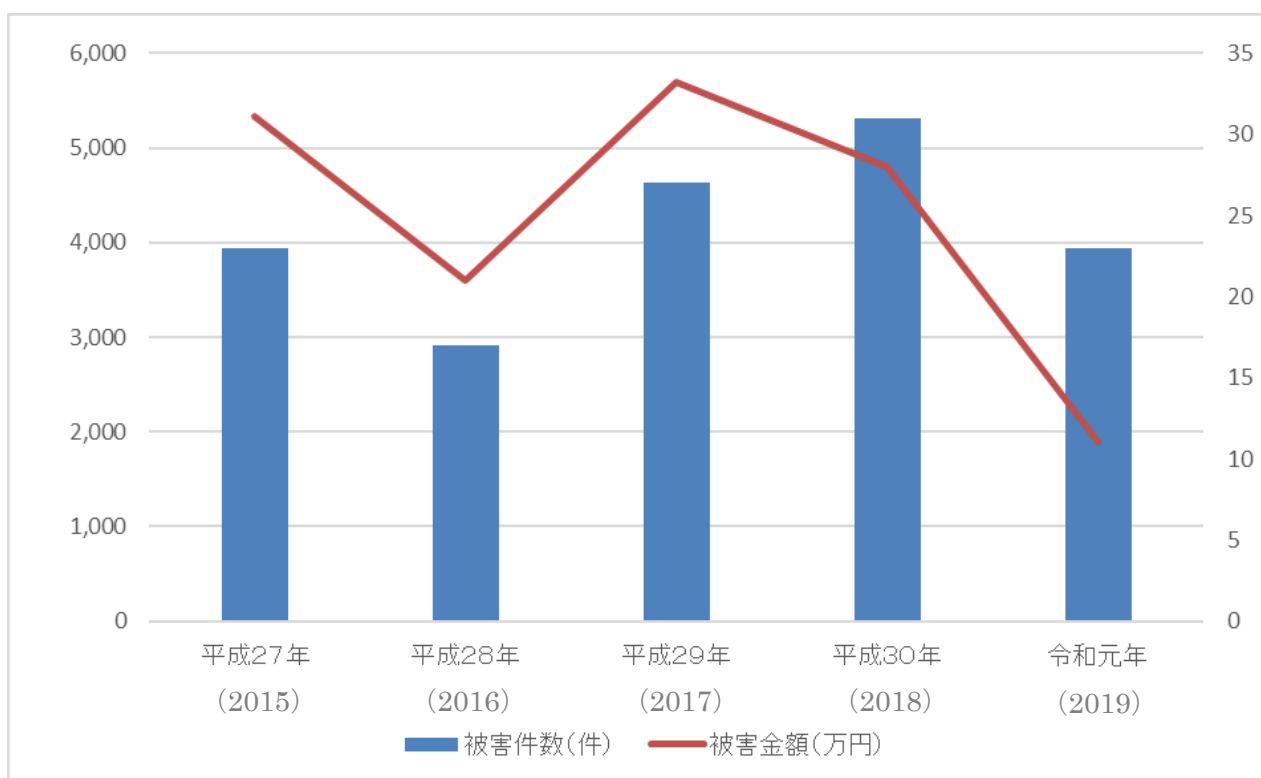
■朝霞市内の特殊詐欺被害の発生状況

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
被害件数(件)	23 (1)	17 (1)	27 (1)	31 (1)	23 (2)
被害金額(万円)	5,335	3,594	5,701	4,805	1,889
予兆通報件数(件)	308	228	375	805	725

※被害件数のカッコ内は未遂件数

※被害金額は千円以下切り捨て。

※予兆通報件数…犯人からの電話を受け、警察に通報した件数

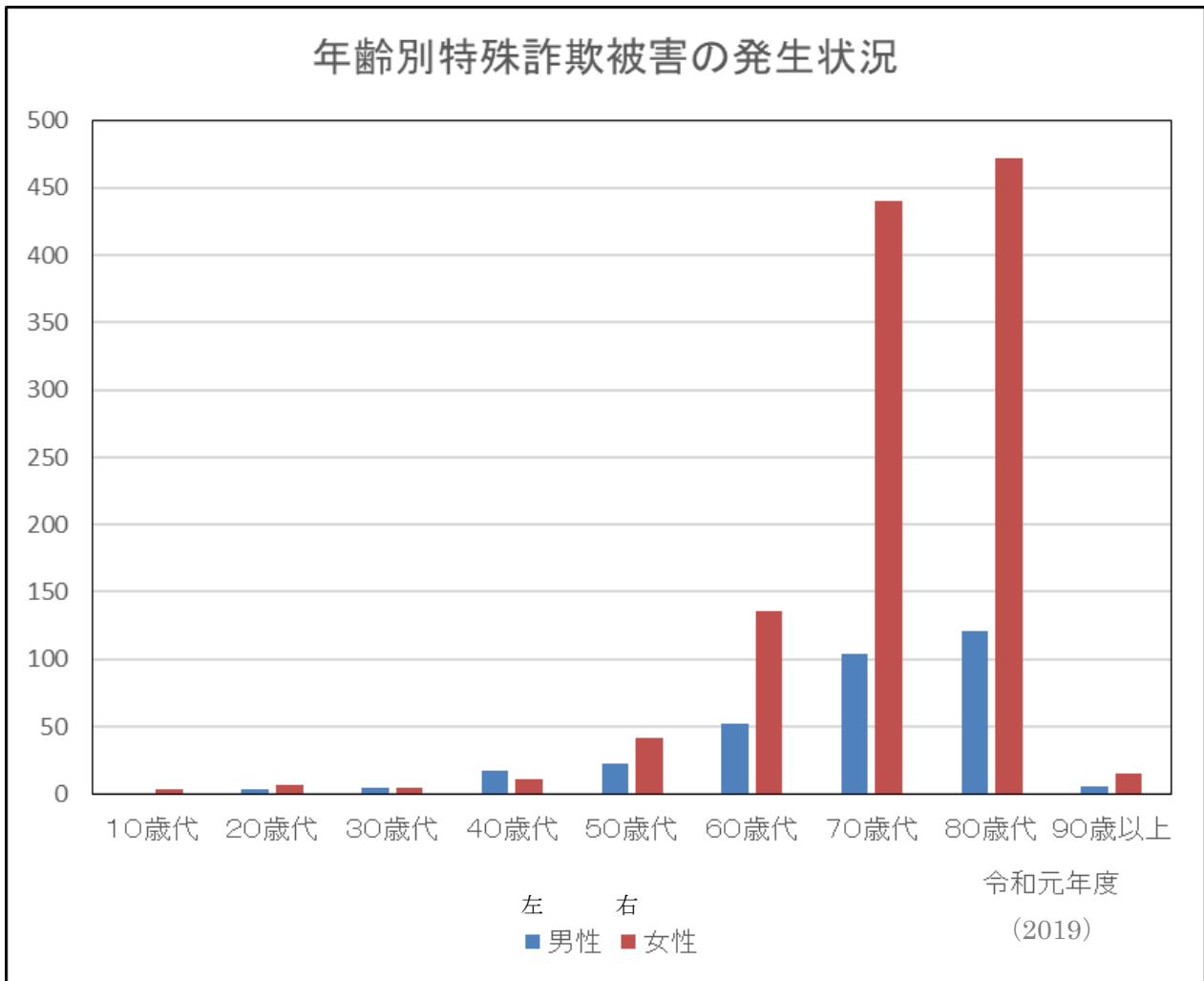


(資料：埼玉県県民生活部防犯・交通安全課)

■令和元（2019）年度年齢別特殊詐欺被害の発生状況（埼玉県内）

（単位：件）

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳以上
男性	0	3	5	17	22	52	104	121	6
女性	3	7	4	11	41	136	440	472	15
総計	3	10	9	28	63	188	544	593	21



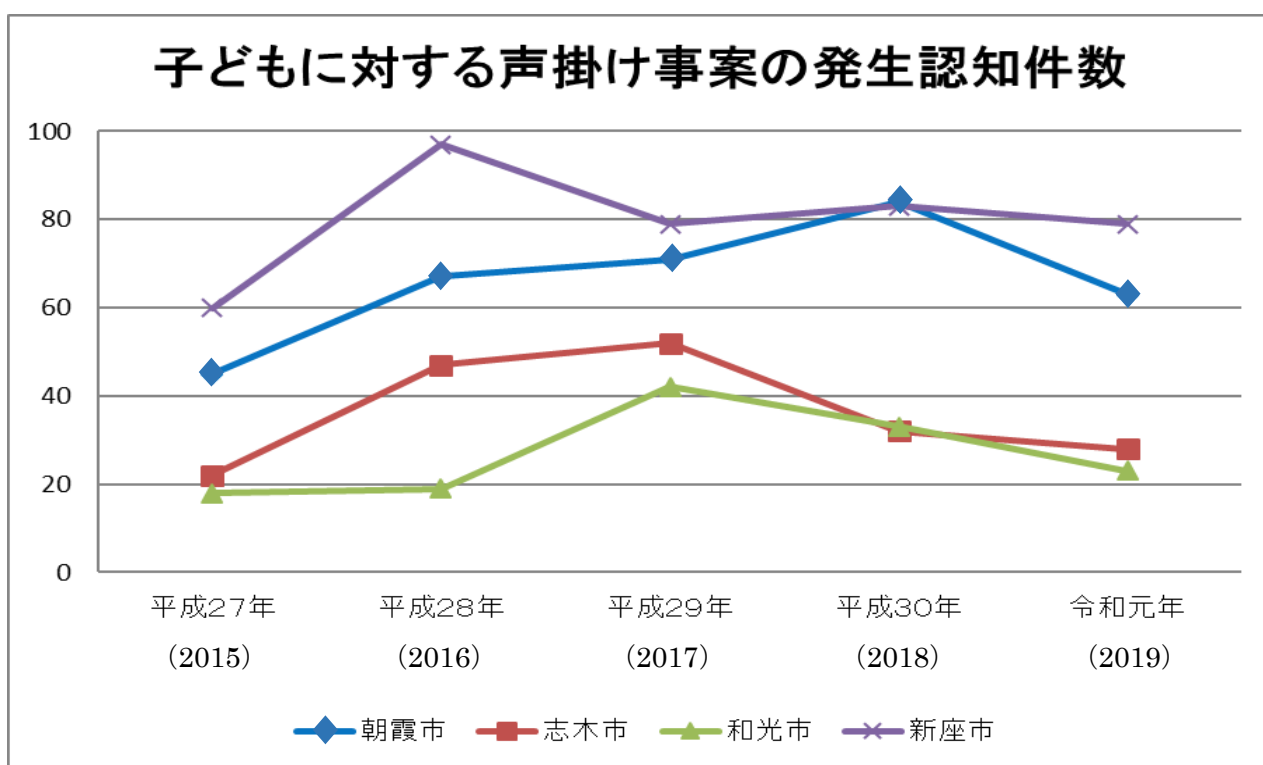
（資料：埼玉県県民生活部防犯・生活安全総務課）

■子どもに対する声掛け事案の発生認知件数

(単位：件)

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
朝霞市	45	67	71	84	63
志木市	22	47	52	32	28
和光市	18	19	42	33	23
新座市	60	97	79	83	79
埼玉県	2,481	3,045	3,318	3,280	3,312

※声掛け事案の定義…18歳以下の者に対して、犯罪行為には至らないが、「声を掛ける」「手を引く」「肩に手をかける」「後をつける」等の行為で、略取・誘拐や性的犯罪等の重大な犯罪の前兆として捉えられる事案をいう。



(資料：埼玉県警察本部)

■空き家等の管理不全に関する対応状況

(単位：件)

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
情報提供受付件数	47	23	27	23	37
対象外の件数(※)	4	2	3	1	4
管理状態改善済み 件数	32	13	18	14	17
所有者に対する情 報提供・相談中の 件数	5	2	1	0	5
未改善の件数 (うち所有者調査 中の件数)	6 (1)	6 (1)	5 (3)	8 0	11 (2)

※対象外…調査の結果、適正に管理されていることが確認できた等の理由による。

(資料：朝霞市都市建設部開発建築課)

4 第4次朝霞市防犯推進計画の見直しにあたり

(1) 第3次防犯推進計画の総括

第3次計画については、実施計画において具体的な取り組みを進めるとともに、毎年度当初、朝霞市防犯推進庁内連絡会議及び防犯推進計画会議において、その進捗状況等について意見交換をしてきました。

その結果、既述のとおり、直近5年間で犯罪認知件数は減少するとともに、市民意識調査においても、満足度が高いとの評価を受けていることから、第3次計画の取り組みが有効であったと考えられます。

特に、特殊詐欺の予兆電話が発生した際、防災行政無線を利用し周知する等の広報や自主防犯活動隊の啓発等の取り組みは犯罪を未然に防ぐための大きな一因となっております。

(2) 埼玉県防犯のまちづくり推進計画（令和2年度～6年度）との関係

埼玉県の令和2（2020）年度からの計画において、防犯カメラ設置の促進が新たに計画に追加されました。また、性犯罪・性暴力根絶を目指した取り組みを強化していくこととなっております。本市においても、防犯カメラを内蔵した自動販売機の設置のため事業者と連携を強化することや性犯罪・性暴力をなくすための広報、啓発を行うなど、県計画との整合を図りながら本市の第4次計画を検討する必要があります。

5 第4次朝霞市防犯推進計画の方向性

第3次計画の総括及び埼玉県の計画を踏まえ、第4次計画の方向性について、以下の3点に留意して策定することとします。

第4次朝霞市防犯推進計画の方向性	
1	第3次計画の取組を継続する
2	広報、啓発活動を強化する
3	事業者との連携を強化する

第2 計画の基本方針と目標

1 犯罪を起こさせにくい地域環境づくりの推進

犯罪を防止し、安全で安心なまちを築いていくためには、犯罪の大半を占める街頭犯罪や侵入盗など、機に乗じて行われる犯罪を防止していく必要があります。

また、振り込め詐欺などの高齢者を狙った犯罪のほか、子どもに対する声掛け事案や不審者の出没等の犯罪の前兆行為についても、地域ぐるみで防止していく必要があります。

さらに、管理不全な空き家等が増加する傾向にあり、不審者の侵入や放火などの犯罪の温床となるおそれがあることから、土地建物所有者が適正に管理をしていく必要があります。

そのためには、犯罪を行おうとする者を地域に入り込みにくくさせるための【領域性】^{注4}、犯罪を思いとどまらせるための【監視性】^{注5}、犯罪に対する抵抗力を強化する【抵抗性】^{注6}をそれぞれ高めて、引き続き犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを推進します。

2 推進体制の整備

市、市民（土地建物所有者等を含む）、事業者及び警察やその他の関係機関・団体がお互いに連携し、犯罪状況や生活環境の実態把握に努め、市民生活の安全について協議し、それぞれが一体となって防犯に関する施策を総合的かつ計画的に実施する推進体制を引き続き整備します。

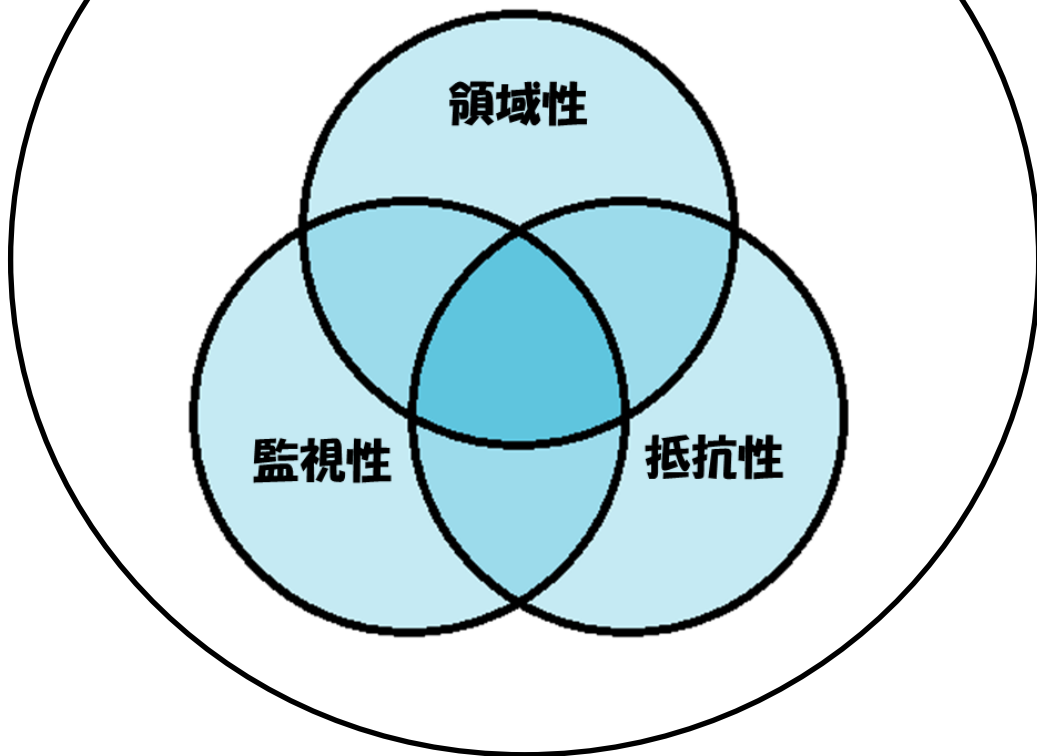
具体的には、朝霞市防犯推進計画会議において、防犯に関する施策を計画的に推進するための計画の策定及び推進状況の検証を行います。

3 数値目標の設定

計画の基本方針である犯罪を起こさせにくい地域環境づくりのために、計画の数値目標を設定します。

数値目標は、別途策定する「第4次朝霞市防犯推進計画実施計画」において年度ごとに設定し、計画期間中であっても、社会情勢等の変化によって適宜見直すこととします。

犯罪を起こさせにくい地域環境



注4【領域性】…あいさつの励行や清掃活動などを地域全体で行うことにより、住民の連帯を強くすることや、学校等で門扉を設置し、部外者を立入制限することなどにより高めることができます。

注5【監視性】…防犯カメラの設置や自主防犯パトロールなどを行うことにより高めることができます。

注6【抵抗性】…少しの外出でも必ず施錠をする、歩行時には車道側にかばんを持たない等の習慣を付けたり、自転車や家屋のドアに鍵を二つ以上付けたりするなどして高めることができます。

第3 計画の性格

この計画は、防犯のまちづくりに関して総合的かつ長期的に実施すべき施策の大綱を定めたものです。また、第5次朝霞市総合計画後期基本計画を基盤とし、本市における防犯施策の基本的な方向性を示すとともに、他の関連する計画等との連携を図ります。

ただし、計画期間の途中であっても、社会情勢等の変化によっては適宜見直すこととします。

1 計画期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

2 実施計画

本計画に基づいて実施する事業については、別途実施計画を策定するとともに、毎年度、進捗状況や実績を踏まえ見直していきます。

第4 計画の内容

この計画は、市、市民（土地建物所有者等を含む）、事業者が取り組むべき施策を定めたものです。

1 市

第4次朝霞市防犯推進計画における施策の6つの柱

- 1 広報その他の啓発による防犯意識の高揚
- 2 防犯に関する自主的な活動を推進するための支援
- 3 都市環境の整備による安全な地域社会の構築
- 4 学校等の防犯対策の推進による子どもの安全確保
- 5 パトロールの実施
- 6 推進体制の整備

2 市民

第4次朝霞市防犯推進計画における施策の2つの柱

- 1 防犯に関する意識の高揚
- 2 自主的な防犯活動

3 事業者

第4次朝霞市防犯推進計画における施策の2つの柱

- 1 防犯に関する意識の高揚
- 2 地域における防犯活動の推進と事業活動における防犯対策

第4次朝霞市防犯推進計画 施策体系一覧

主体	施策の大柱	施策の中柱	取組内容
行政	(1) 広報その他の啓発による防犯意識の高揚	① 広報、啓発活動の推進	広報あさかへの掲載
			電光掲示板による啓発
			市ホームページ(ツイッター、フェイスブック)への掲載
			パブリシティ活動の実施
			朝霞わがまち防犯隊への犯罪情報の提供
			朝霞わがまち防犯隊への感謝状贈呈
			高齢者対象の啓発活動の実施
			消費生活センターとの連絡調整
			(新)朝霞市キャラクター「ぼぼたん」の活用
			(新)DV(ドメスティック・バイオレンス)相談窓口の市ホームページへの掲載
			(新)性犯罪・性暴力相談窓口の市ホームページへの掲載
			(新)女性に対する暴力をなくす運動(バーブルリボンキャンペーン)の実施
	(2) 防犯に関する自主的な活動を推進するための支援	② 防犯教育の推進	防犯に関する研修会等の実施
			防犯に関するポスター等の公共施設への掲示
			防犯マグネットの公用車等への掲示
			市内循環バスへのポスター等の掲示
	(3) 事業者に対する防犯対策の要請	③ ポスター等の掲示	(新)公共施設トイレへのDV相談窓口情報の配置
			市が作成する防犯に関するポスター等の事業者への掲示依頼
			市が実施する防犯事業に対する参加協力依頼
			(新)防犯協定の締結(防犯カメラ設置の推進)
(4) 防犯に関する自主的な活動を推進するための支援	④ 事業者に対する防犯対策の要請	自治会・町内会等が管理する防犯灯の設置又は交換及び維持管理経費に対する補助金の交付	
		商店街街路灯の設置及び維持管理費に対する補助金の交付	
		商店会及び自治会・町内会の防犯カメラ設置に対する補助金の交付	
		朝霞地区防犯協会、朝霞地区暴力排除推進協議会に対する負担金の交付	
		防犯バトロール資機材等の購入経費に対する補助金の交付	
(5) バトロールの実施	⑤ 施設における自転車対策	講演会実施に伴う経費に対する補助金の交付	
		通話録音装置の貸与	
		(新)④犯罪被害者支援活動の充実	
		(新)総合的対応窓口の設置及び関係機関との連携	
		(新)⑥インターネットの安全利用の推進	
(6) 推進体制の整備	⑥ インターネットの安全利用の推進	空き家の適正管理の促進	
		道路照明灯の整備	
		市所有の防犯灯の維持管理	
		あき地の適正な維持管理の促進	
		定期的な樹木の剪定、死角を発生させないための低木植樹の推進	
		自転車駐車場の整備及び維持管理	
		放置禁止区域内の放置自転車の撤去	
		放置禁止区域内の放置自転車禁止に対する広報活動の推進	
		防犯カメラ等の防犯機器の配備の促進	
		不審者の校内等への侵入防止策の推進	
(7) 防犯に関する意識の高揚	⑦ 防犯に関する意識の高揚	照明等の整備	
		防犯教育研修会の実施	
		防犯ブザーの貸与	
		登下校時の安全指導・安全点検	
		通学路の安全マップの作成	
		(新)学校と警察等の関係機関の連携による非行防止教室の実施	
		(新)「受け子」等、特殊詐欺に加盟させないための啓発・教育の推進	
		(新)薬物乱用防止教室の啓発・教育の推進	
		(新)子どもの健全育成のための啓発・教育活動の充実	
		(新)子どもの不適切なインターネット利用の防止	
(8) 防犯に関する意識の高揚	⑧ 防犯に関する意識の高揚	自主防犯バトロール隊への支援	
		警備員による青色防犯バトロールカーの運行	
		不法投棄監視バトロールの実施	
		市職員による資源持ち去り防止監視バトロールの実施	
		警察に対するバトロール強化の要請	
		(新)わんわんバトロール実施への支援	
(9) 防犯に関する意識の高揚	⑨ 防犯に関する意識の高揚	市、市民(土地建物所有者等を含む)、事業者及び警察やその他の関係機関・団体の連携による朝霞市防犯推進計画会議による体制の推進	
		庁内関係部署の連携による朝霞市防犯推進庁内連絡会議による体制の推進	
		日常生活における防犯対策の確認及び防犯知識の向上	
		地域コミュニティの活性化(あいさつ運動、清掃活動、青少年健全育成啓発キャンペーン等)	
		自治会・町内会等における学習会の実施	
		高齢者対象の啓発活動の実施	
(10) 防犯に関する意識の高揚	⑩ 防犯に関する意識の高揚	悪質電話被害対策機器の設置による被害の未然防止	
		土地建物の適切な管理	
		危険箇所の把握と対策	
		防犯灯の設置及び維持管理	
		自主防犯バトロールの継続的な実施	
		防犯に関する研修会、街頭啓発活動への参加	
(11) 防犯に関する意識の高揚	⑪ 防犯に関する意識の高揚	「青少年を守り育てる家」協力箇所の増加と掲載地図の作成・普及	
		職場及び周囲における防犯対策の確認	
		防犯研修会の開催	
		自主的な防犯に関する活動の推進	
		危険箇所のチェック	
		照明灯、防犯カメラ等の設置	
(12) 防犯に関する意識の高揚	⑫ 防犯に関する意識の高揚	防犯に関する研修会、街頭啓発活動への参加	
		ポスター等の掲示協力	

※ (新) …第4次朝霞市防犯推進計画策定にあたり新たに計画に位置付けた取り組みです。

1 市の取組

(1) 広報その他の啓発による防犯意識の高揚

犯罪を防止するためには、自分たちの安全は自分たちで守るという市民一人ひとりの防犯に対する意識の高揚を図り、併せて、防犯に関する正しい知識と情報を共有することが大切です。

市は、朝霞市防犯シンボルマーク「彩夏ウボーイ」^{注7}を統一シンボルとし、市民（土地建物所有者等を含む）、事業者に防犯意識の高揚を図るための啓発活動を行います。

① 広報、啓発活動の推進【領域性】

- ・ 広報あさかへの掲載
- ・ 電光掲示板による啓発
- ・ 市ホームページ（ツイッター、フェイスブック）への掲載
- ・ パブリシティ活動の実施
- ・ 朝霞わがまち防犯隊への犯罪情報の提供
- ・ 朝霞わがまち防犯隊への感謝状贈呈
- ・ 高齢者対象の啓発活動の実施
- ・ 消費生活センターとの連絡調整

(新) 朝霞市キャラクター「ぽぼたん」^{注8}の活用

(新) DV（ドメスティック・バイオレンス）相談窓口の市ホームページへの掲載

(新) 性犯罪・性暴力相談窓口の市ホームページへの掲載

(新) 女性に対する暴力をなくす運動（パープルリボンキャンペーン）の実施

② 防犯教育の推進【領域性】

- ・ 防犯に関する研修会等の実施

③ ポスター等の掲示【領域性】【監視性】

- ・ 防犯に関するポスター等の公共施設への掲示
- ・ 防犯マグネットの公用車等への掲示
- ・ 市内循環バスへのポスター等の掲示

(新) 公共施設トイレへのDV相談窓口情報の配置

^{注7} 朝霞市防犯シンボルマーク彩夏ウボーイ

朝霞わがまち防犯隊の統一シンボルを表示し、朝霞市の防犯パトロール隊であることを示すために制定したものです。名称を彩夏ウボーイ（さいかうぼーい）といい、朝霞市民まつり彩夏祭のシンボルキャラクターである彩夏（さいか）ちゃんをベースに保安官風にデザインしたものです。統一シンボルマークは、防犯事業を推進する機運を醸成するため、朝霞わがまち防犯隊の使用に限定せず、防犯事業全般のシンボルとしています。（表紙参照）

^{注8} 朝霞市キャラクターぽぼたんは、朝霞市制施行50周年の節目に誕生した朝霞市の魅力を発信するキャラクターです。

④ 事業者に対する防犯対策の要請【領域性】【監視性】

- ・市が作成する防犯に関するポスター等の事業者への掲示依頼
- ・市が実施する防犯事業に対する参加協力依頼

(新) 防犯協定の締結(防犯カメラ設置の推進)

(2) 防犯に関する自主的な活動を推進するための支援

犯罪を防止するためには、市民や団体が自主的、主体的に地域の安全のために活動することが大切です。

市は、活動しやすい環境づくりを推進するため、様々な支援事業を行います。

① 防犯灯等の設置の補助【領域性】【監視性】

- ・自治会・町内会等が管理する防犯灯の設置又は交換及び維持管理経費に対する補助金の交付
- ・商店街街路灯の設置及び維持管理経費に対する補助金の交付
- ・商店会及び自治会・町内会の防犯カメラ設置に対する補助金の交付

② 防犯関係団体への支援【領域性】【監視性】

- ・朝霞地区防犯協会、朝霞地区暴力排除推進協議会に対する負担金の交付
- ・防犯パトロール資機材等の購入経費に対する補助金の交付
- ・講演会実施に伴う経費に対する補助金の交付

③ 高齢者を狙った振り込め詐欺等の防止対策の推進【抵抗性】

- ・通話録音装置の貸与

(新) ④ 犯罪被害者支援活動の充実【領域性】

(新) 総合的対応窓口の設置及び関係機関との連携

(3) 都市環境の整備による安全な地域社会の構築

犯罪を防止するためには、犯罪を行おうとする者に犯罪の機会を与えないことが大切です。建築物や道路、公園などにおいては、犯罪を起こさせにくい環境整備を進めるよう努めます。

- ① 建築物における安全対策【領域性】 【監視性】
 - ・ 空き家の適正管理の促進
- ② 道路における安全対策【領域性】
 - ・ 道路照明灯の整備
 - ・ 市所有の防犯灯の維持管理
- ③ あき地における安全対策【領域性】
 - ・ あき地の適正な維持管理の促進
- ④ 公園における安全対策【領域性】
 - ・ 定期的な樹木の剪定、死角を発生させないための低木植樹の推進
- ⑤ 施設における自転車対策【領域性】 【抵抗性】
 - ・ 自転車駐車場の整備及び維持管理
 - ・ 放置禁止区域内の放置自転車の撤去
 - ・ 放置禁止区域内の放置自転車禁止に対する広報活動の推進

(4) 学校等の防犯対策の推進による子どもの安全確保

近年、子どもに対する声掛け事案や不審者の出没など、子どもを狙った犯罪の前兆行為が多く発生しています。また、受け子になるなど特殊詐欺に子どもが巻き込まれることもあります。学校内外における防犯対策の強化により、領域性、監視性を高めるとともに、防犯等の教育を推進することによって子ども自身の抵抗性を高めるとともに、スクールガード・リーダー^{注9}が中心となり、教職員、保護者等が一体となって子どもを犯罪から守ります。

① 学校施設内の防犯管理体制の整備【領域性】 【監視性】

- ・ 防犯カメラ等の防犯機器の配備の促進
- ・ 不審者の校内等への侵入防止策の推進

② 建築物における安全対策【領域性】

- ・ 照明等の整備

③ 防犯教育の推進【領域性】

- ・ 防犯教育研修会の実施

④ 通学路の安全対策【領域性】 【抵抗性】

- ・ 防犯ブザーの貸与
- ・ 登下校時の安全指導・安全点検
- ・ 通学路の安全マップの作成

(新) ⑤ 子どもの健全育成のための啓発・教育活動の充実【領域性】

(新) 学校と警察等の関係機関の連携による非行防止教室の実施

(新) 「受け子」等、特殊詐欺に加担させないための啓発・教育の推進

(新) 薬物乱用防止教室の啓発・教育の推進

(新) ⑥ インターネットの安全利用の推進【監視性】

(新) 子どもの不適切なインターネット利用の防止

^{注9} スクールガード・リーダーは、学校安全のために、登下校時におけるパトロールや、防犯訓練の実施、青少年を守り育成する家との連携等、地域ぐるみで効果的・継続的な子どもの安全を見守る活動を行っています。

(5) パトロールの実施【領域性】 【監視性】

パトロールの実施により、地域の領域性、監視性を高め、安全なまちづくりを推進します。

- ・ 自主防犯パトロール隊への支援
- ・ 警備員による青色防犯パトロールカーの運行
- ・ 不法投棄監視パトロールの実施
- ・ 市職員による資源持ち去り防止監視パトロールの実施
- ・ 警察に対するパトロール強化の要請

(新) わんわんパトロール実施への支援

(6) 推進体制の整備【領域性】

犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりは、市、市民（土地建物所有者等を含む）、事業者、及び警察やその他の関係機関・団体がお互いに連携し合い、一体となった活動が必要です。

犯罪状況や生活環境などの実態把握に努め、市民生活の安全について協議し、防犯に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための推進体制を引き続き整えます。

- ・ 市、市民（土地建物所有者等を含む）、事業者、及び警察やその他の関係機関・団体の連携による朝霞市防犯推進計画会議による体制の推進
- ・ 庁内関係部署の連携による朝霞市防犯推進庁内連絡会議による体制の推進

2 市民（土地建物所有者等を含む）の取組

（1）防犯に関する意識の高揚【領域性】 【監視性】 【抵抗性】

犯罪の予防は、市民一人ひとりの心掛けが大切で、日頃から防犯意識を持って行動することが必要です。また、自分たちの安全は自分たちで守るという認識を持ち、防犯に関する意識を高めていくことが大切です。

また、高齢者などを狙った振り込め詐欺が依然として増加しています。その手口も常に変化し「振り込み型」に代わり「手渡し型」の手口が増加するなど、巧妙化、複雑化しているため、市や関係機関・団体から、高齢者やその家族に対して、発生状況や防止対策などの情報をわかりやすく提供するなど、犯罪予防知識の向上が大切です。

- ・ 日常生活における防犯対策の確認及び防犯知識の向上
- ・ 地域コミュニティの活性化（あいさつ運動、清掃活動、青少年健全育成啓発キャンペーン活動等）
- ・ 自治会・町内会等における学習会の実施
- ・ 高齢者対象の啓発活動の実施
- ・ 悪質電話被害対策機器の設置による被害の未然防止
- ・ 土地建物の適切な管理

(2) 自主的な防犯活動

地域での連携を図り、自主防犯パトロール活動など主体的に取り組むことや、市と市民が協働して取り組むことが大切です。

特に、子どもに対する声掛け事案や不審者の出没など、子どもを狙った犯罪の前兆行為を防ぐため、地域における見守り活動を継続して実施することが大切です。

① 自主的な防犯に関する活動【領域性】 【監視性】

- ・ 危険箇所の把握と対策
- ・ 防犯灯の設置及び維持管理
- ・ 自主防犯パトロールの継続的な実施

② 市と市民が協働で実施する施策【領域性】 【監視性】

- ・ 防犯に関する研修会、街頭啓発活動への参加
- ・ 「青少年を守り育成する家」協力箇所の増加と掲載地図の作成・普及

3 事業者の取組

(1) 防犯に関する意識の高揚【領域性】【抵抗性】

従業員も含めて地域の一員であるとの認識に立ち、防犯に関する意識を高め、地域と一体となって防犯活動を推進していくことが大切です。

- ・ 職場及び周囲における防犯対策の確認
- ・ 防犯研修会の開催

(2) 地域における防犯活動の推進と事業活動における防犯対策

自らの事業活動における防犯対策に取り組むとともに、従業員も含めて地域の一員であるとの認識に立ち、住民活動への積極的な参加や市と事業者等が協働して取り組むことが大切です。

- ① 自主的な防犯に関する活動の推進【領域性】
- ② 事業所施設の防犯対策推進【領域性】
 - ・ 危険箇所のチェック
 - ・ 照明灯、防犯カメラ等の設置
- ③ 市と事業者等が協働で実施する施策【領域性】
 - ・ 防犯に関する研修会、街頭啓発活動への参加
 - ・ ポスター等の掲示協力

分野別取組一覧表

	市	市民	事業所等
領域性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報、啓発活動の推進 ・ 防犯教育の推進 ・ ポスター等の掲示 ・ 事業者に対する防犯対策の要請 ・ 防犯灯等の設置の補助 ・ 防犯関係団体への支援 ・ 犯罪被害者支援活動の充実 ・ 建築物、道路、あき地、公園における安全対策 ・ 施設における自転車対策 ・ 学校施設内の防犯管理体制の整備 ・ 防犯教育の推進 ・ 通学路の安全対策 ・ 子どもの健全育成のための啓発・教育活動の充実 ・ パトロールの実施に係る各種施策 ・ 推進体制の整備に係る各種施策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯に関する意識の高揚に係る各種施策 ・ 自主的な防犯に関する活動 ・ 市と市民が協働で実施する施策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯に関する意識の高揚に係る各種施策 ・ 自主的な防犯に関する活動の推進 ・ 事業所施設の防犯対策推進 ・ 市と事業者等が協働で実施する施策
監視性	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポスター等の掲示 ・ 事業者に対する防犯対策の要請 ・ 防犯灯等の設置の補助 ・ 防犯関係団体への支援 ・ 建築物、道路、あき地、公園における安全対策 ・ 学校施設内の防犯管理体制の整備 ・ パトロールの実施に係る各種施策 ・ インターネットの安全利用における施策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯に関する意識の高揚に係る各種施策 ・ 自主的な防犯に関する活動 ・ 市と市民が協働で実施する施策 	/
抵抗性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者を狙った振り込め詐欺等の防止対策の推進 ・ 施設における自転車対策 ・ 通学路の安全対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯に関する意識の高揚に係る各種施策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯に関する意識の高揚に係る各種施策

第5 参考資料

- 朝霞市防犯推進条例
- 朝霞市防犯推進計画会議委員名簿
- 朝霞市防犯推進庁内連絡会議設置要綱
- 第4次朝霞市防犯推進計画関連条例・規則・要綱等一覧
- 第4次朝霞市防犯推進計画策定経過

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安心して住みよいまちづくりの基本理念を定め、市並びに市民、事業者及び土地建物所有者等（以下「市民等」という。）の責務を明らかにすることにより、それぞれの防犯に関する意識の高揚と自主的な活動の推進を図り、もって犯罪のない安全で安心できる住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 土地建物所有者等 市内に所在する土地若しくは建物その他の工作物を所有し、又は管理する者をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪のない安心して住みよいまちづくりは、市及び市民等の自らの地域は自らで守るという連帯意識の下に、それぞれが人権を尊重しつつ、役割を分担し、密接な連携を図りながら、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを基本として推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる事項について必要な施策を実施するものとする。

- (1) 防犯に関する意識の高揚を図るための広報その他の啓発
- (2) 市民等が行う自主的な防犯に関する活動に対する支援
- (3) 犯罪のない地域社会の実現に向けた環境の整備
- (4) 前3号に掲げるもののほか、防犯に関する必要な事項

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自ら防犯に関する意識を高め、自主的な防犯に関する活動の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する防犯に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自ら防犯に関する意識を高め、地域における防犯に関する活動を推進するとともに、その事業活動について、防犯に関する必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する防犯に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地建物所有者等の責務)

第7条 土地建物所有者等は、基本理念にのっとり、自ら防犯に関する意識を高め、地域における防犯に関する活動を推進するとともに、その土地又は建物その他の工作物について、防犯に関する必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 土地建物所有者等は、市が実施する防犯に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第8条 市は、防犯に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市及び市民等が相互に連携し、及び協力することができる推進体制を整備するものとする。

(推進計画の策定)

第9条 市は、防犯に関する施策を計画的に推進するための計画(以下「計画」という。)を策定するものとする。

(防犯推進計画会議の設置)

第10条 前条に規定する計画を策定及び検証するため、朝霞市防犯推進計画会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第11条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 計画の策定に関すること。

(2) 計画の検証に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第12条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市が関係する団体から推薦された者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第13条 推進会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第14条 委員の任期は、5年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第15条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところに

よる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第16条 推進会議の庶務は、危機管理室において処理する。

(雑則)

第17条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年朝霞市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表シティ・セールス朝霞ブランド検討委員会の項の前に次のように加える。

防犯推進 計画会議	委員	日額	8,000円	2,400円	旅費条例を適用し、市長等の例により算出した額	実費	2,400円	1万 5,000円
--------------	----	----	--------	--------	------------------------	----	--------	--------------

○朝霞市防犯推進計画会議委員名簿

令和2（2020）年10月9日現在（敬称略）

団体名	しめい 氏名	備考	区分
知識有識者	かねこ ちえこ 金子 智恵子	会長	市長が必要 と認める者
朝霞市社会福祉協議会	こばやし みつお 小林 光夫	副会長	市が関係する 団体から推薦 された者
朝霞警察署少年非行防止 ボランティア連絡会	いちのせ たけじゅ 市ノ瀬 武寿		
朝霞市PTA連合会	たかはし まつひさ 高橋 松久		
朝霞市自治会連合会	おの けいぞう 小野 敬三		
朝霞市商工会	おおはし ちえこ 大橋 千栄子		
朝霞地区金融機関防犯協力会	むらやま かずき 村山 和毅		
朝霞地区保護司会	たかはし ちさと 高橋 千里		
朝霞地区学校警察連絡協議会	おおはた わたる 大畠 航		
朝霞地区事業所防犯協力会	いなお よねぞう 稲生 米蔵		
埼玉県宅地建物取引業協会 県南支部	すがわら しんや 管原 慎也		
埼玉県自転車防犯協会朝霞支部	いぐち しゅういち 井口 修一		
朝霞警察署生活安全課	まつもと やすのり 松本 恭範		関係行政 機関の職員
埼玉県南西部地域振興センター	ささき けんいち 佐々木 賢一		
公募市民	なかむら きみえ 中村 きみ江		公募による 市民

○朝霞市防犯推進庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 防犯に関する施策を推進するため、朝霞市防犯推進庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 防犯事業の推進に関すること。
- (2) 防犯に関する情報の交換に関すること。
- (3) 朝霞市防犯推進計画及び朝霞市防犯推進計画実施計画の見直しに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、防犯に関して必要と認められること。

(組織)

第3条 庁内連絡会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、危機管理室長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長の指名によってこれを定める。
- 4 委員は、別表に掲げる課の課長級の職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、庁内連絡会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内連絡会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 委員長は、庁内連絡会議の運営上必要があると認められるときは、委員以外の職員を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の職員から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 庁内連絡会議の庶務は、危機管理室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁のあった日（平成18年6月23日）から施行する。
- 2 朝霞市防犯推進計画庁内検討会議設置要綱は、廃止する。

別表（第3条関係）

危機管理室
人権庶務課
こども未来課
保育課
長寿はつらつ課
開発建築課
みどり公園課
教育指導課

○第4次朝霞市防犯推進計画関連条例・規則・要綱等一覧

令和3（2021）年1月末現在

- ・朝霞市あき地の環境保全に関する条例
- ・朝霞市あき地の環境保全に関する条例施行規則
- ・朝霞市空き家等の適正管理に関する条例
- ・朝霞市空き家等の適正管理に関する条例施行規則
- ・朝霞市悪質電話被害対策に係る通話録音装置貸与事業実施要綱
- ・朝霞市広報紙発行規則
- ・朝霞市自主防犯パトロール活動団体に対する謝意の基準
- ・朝霞市自転車駐車場設置及び管理条例
- ・朝霞市自転車駐車場設置及び管理条例施行規則
- ・朝霞市自転車等放置防止条例
- ・朝霞市自転車等放置防止条例施行規則
- ・朝霞市商店街街路灯維持管理事業補助金交付要綱
- ・朝霞市商店街施設整備事業補助金交付要綱
- ・朝霞市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例
- ・朝霞市道路照明施設等の設置に関する基準
- ・朝霞市防犯シンボルマーク「彩夏ウボーイ」使用取扱要領
- ・朝霞市防犯パトロール隊認定要領
- ・朝霞市防犯活動推進補助金交付要綱
- ・朝霞市防犯広報紙発行要綱
- ・朝霞市防犯推進条例
- ・朝霞市防犯推進庁内連絡会議設置要綱
- ・朝霞市防犯灯維持管理費補助金交付要綱
- ・朝霞市防犯灯設置工事費補助金交付要綱
- ・朝霞市防犯カメラ設置工事費補助金交付要綱
- ・朝霞市暴力団排除条例

第4次朝霞市防犯推進計画策定経過

年 月 日	名 称	概 要
令和2(2020)年 8月19日	第1回朝霞市防犯 推進庁内連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> ・朝霞市防犯推進計画会議及び朝霞市防犯推進庁内連絡会議について ・第3次朝霞市防犯推進計画実施計画(令和元年度)の実績報告について ・第3次朝霞市防犯推進計画実施計画(令和2年度)(案)について
10月 9日	第1回朝霞市防犯 推進計画会議	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱式(委嘱状の交付) ・会長及び副会長の選出 ・朝霞市防犯推進条例について ・第3次朝霞市防犯推進計画(現行計画)について ・第4次朝霞市防犯推進計画(素案)について
11月 4日	第2回朝霞市防犯 推進庁内連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次朝霞市防犯推進計画(素案)について
11月17日	第2回朝霞市防犯 推進計画会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次朝霞市防犯推進計画(素案)について
12月15日~28日	職員コメント	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次朝霞市防犯推進計画(素案)に対する職員からの意見募集を実施
12月15日 ~ 令和3(2021)年 1月14日	パブリックコメン ト	<ul style="list-style-type: none"> ・市政情報コーナー、危機管理室、各公共施設、市ホームページにおいて、第4次朝霞市防犯推進計画(素案)を公表し、パブリックコメントを実施
1月21日	第3回朝霞市防犯 推進庁内連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント及び職員コメントの結果について ・第4次朝霞市防犯推進計画会議(案)について
2月 3日	第3回朝霞市防犯 推進計画会議	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント及び職員コメントの結果について ・第4次朝霞市防犯推進計画会議(案)について

第4次朝霞市防犯推進計画
令和3（2021）年3月
発行 朝霞市
策定 朝霞市防犯推進計画会議
編集 危機管理室

〒351-8501
朝霞市本町1-1-1
電話 048-463-1111（代表）
URL <http://www.city.asaka.lg.jp/>